

マンガでわかる!

知っておきたい 労働法の基本



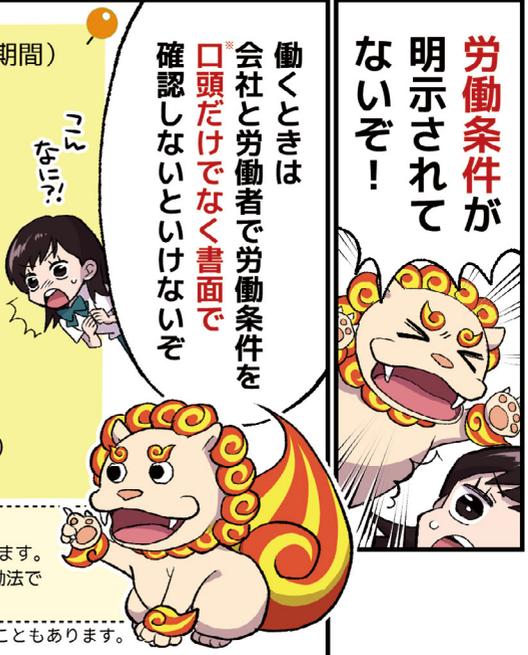
17歳高校2年生・あかりの場合

「知らんとでーじ大変!労働法の基本」





- いつからいつまで働くのか(雇用期間)
※期間の定めがない場合もあります。
- 雇用期間が決まっている場合は更新の基準
- どこでどんな仕事をするのか
(勤務地や業務の変更の範囲)
- 勤務時間(〇時～〇時まで)
- 休憩時間・休日について
- 給料について(金額・支給日など)
- 辞めるときの決まり(退職や解雇)
※退職はいつまでに言えばよいのか



働く人と会社(使用者)で、お互いが納得した上で、**働きます⇔雇います**と交わす約束を労働契約といいます。とても悪い条件になってしまうことがないよう、労働法でルールを決めています。

※データでもらうこともあります。



3番さん
そば2つね

はい!

おい

ふん...



ああ...
空いてるのは
いいこと
なんだけど...

大城さん
今日はもう
あがっていいよ

か
チ



どう、少しは
慣れてきた?

はい!
おかげさまで!

土日は
お客さん多くて
大変ですけど、
今日は平日だから
空いてますね



お!
忘れてた!
大城さんしばらくは
研修期間ってことで
時給800円
だからさあ

え!?



え?でもまだ
定時まで
2時間以上
ありますけど...



じゃあお先
ごめんね

時給のこと
聞いて
なかったよね

いえ...あかり
アルバイト初めて
なんですけど

募集には時給
1,000円って
書いてたから...

最初はみんな
そうなん
ですか?



お客さん少ないし
暇な時間の時給
もつたないから

比嘉(後)で
よろしくね?



沖縄県の最低賃金は952円(令和6年10月時点)
 万が一、最低賃金以下の金額で働くことに同意しても、それは法律によって無効となり、最低賃金額との差額を請求できます。

労働時間(働く時間)のきまりは法律で定められています
 労働時間の決まり(休憩時間をのぞく)
1日8時間・1週40時間を超えてはいけません。
 これを超えた場合は、時間外労働(残業)となります。
 ※会社は上記の労働時間を超えて労働者に働いてもらう場合は、36協定を結ぶ必要があります。

休憩時間のきまり
 1日の労働時間が6時間を超える場合⇒45分以上
 1日の労働時間が8時間を超える場合⇒60分以上

時間外や休日、深夜に働かせた場合は、法律で定められた割増賃金を支払わなければなりません。

最低賃金は
 各都道府県毎に
 決められていて、
 毎年10月に
 改訂されているぞ!



割増賃金のルール (元々の時給×割増率×超過した時間数)

時間外労働	25%以上の割増 (月60時間超の場合50%以上)
休日労働(法定休日)	35%以上の割増し賃金
深夜労働 (午後10時～翌朝5時)	25%以上の割増し賃金
時間外労働+深夜労働	50%以上の割増 (月60時間超の場合75%以上)
休日労働+深夜労働	60%以上の割増し賃金

※例：時給1,000円の人か1日8時間を超えて働いた時の時給は、
 1,000円×1.25=1,250円(25%割増賃金)になります。

(固定残業代制を除いて)
 時間外労働が発生した際は
 会社は**残業代**を
 支払う必要があるぞ



後日

えっ!?
遅刻で罰金!

だからよ、
大学の授業が長引いて
1時間遅れたら

店長から
「シフトに穴あけたから
罰金3,000円だ」
って!

3,000円っ!?
時給と合って
なくないですか?!

だからね!
時給で言ったら
「800円」さ!
おかしいよねえ

800円...?
あれ?

この先輩
もう1年くらい
働いてるはずじゃ...

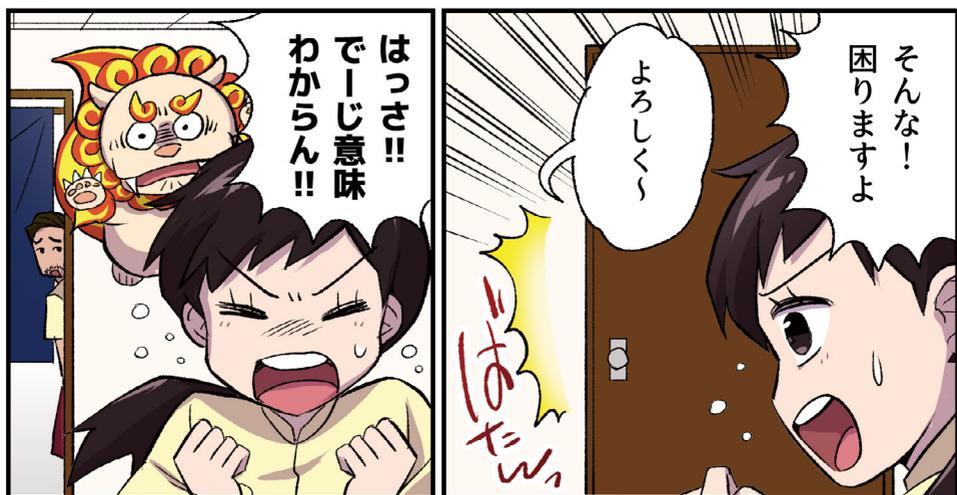
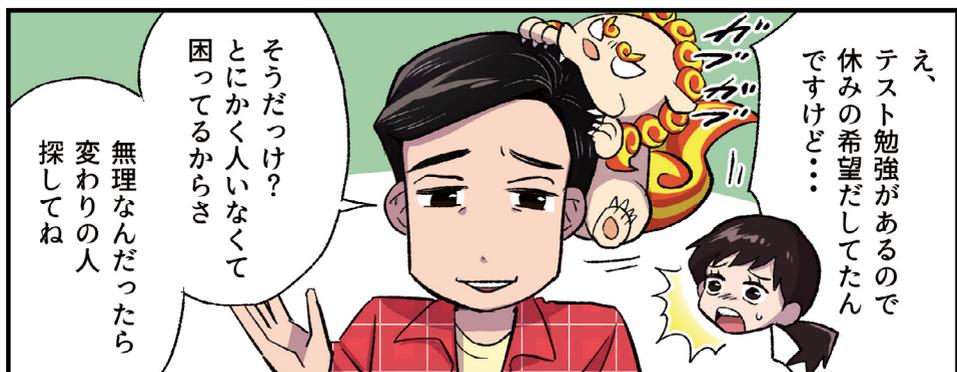
まだ1,000円に
なってない?

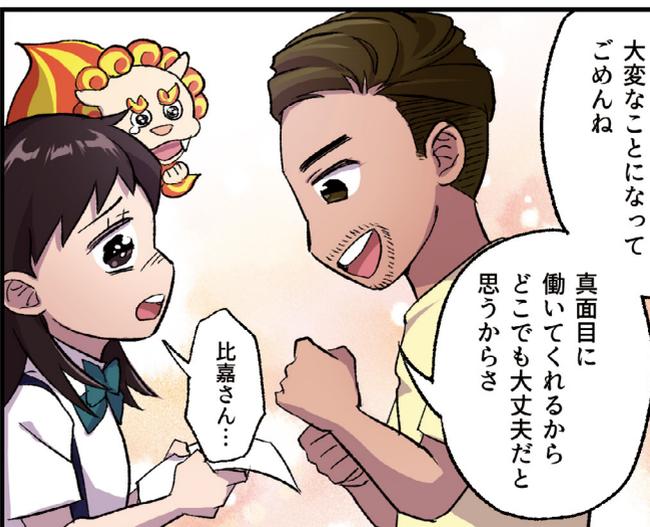
大城さん、
ちよっといい?

罰金は違法だよ

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、
あらかじめ損害賠償等を定めることや
労働基準法に違反する減給制裁はできないよ









求人情報チェックポイント！

- ✓ **勤務形態・雇用期間**
雇用期間に定めがあるときは更新の有無も確認しよう
- ✓ **仕事内容**
業種や具体的にどんな仕事をするのか確認しよう
- ✓ **勤務場所**
問い合わせ先と働く場所が違うこともあるので確認しよう
- ✓ **賃金・給与・手当**
仕事内容と照らし合わせて適切な金額か確認しよう
- ✓ **勤務時間・休日・休暇**
複数記載されている場合や分からないことは必ず確認しよう
- ✓ **社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険)**
※応募する際に、対象か対象でないか確認しよう

ブラックバイトや
闇バイトに
気をつけよう

高収入 ~~簡単~~に稼げる

〇〇代行

応募する前に
求人情報や企業情報を
きちんと確認
しよう



アルバイトのあかりと
正社員の比嘉さんでは
労働条件も違うのね



知っておきたい労働法

就業規則

労働条件や労働者が守らなければならない会社のルールブックです。
常時10人以上の労働者（パート・アルバイト含む）を雇っている雇用主は、必ず就業規則を作成し、労働者に周知し、監督署に届け出なければいけません。
働くときには就業規則を必ず確認しましょう。

※必ず明示すること ●労働時間・休憩・休暇について ●賃金について（金額、支払方法等）
●退職について（解雇の事由も含む）

賃金払い5つのルール

- ①通貨払い
- ②直接労働者に
- ③全額を
- ④毎月1回以上
- ⑤毎月決まった日に

労働時間

原則1日8時間・1週40時間、これを超える場合は時間外労働となり、会社は労働者へ割増賃金を支払わなければなりません。

※時間外労働 会社が労働者を時間外労働させる場合は「36協定」が必要です。ただし、36協定があるから無制限に働かせていいというわけではなく、原則月45時間・年360時間の上限があります。

※固定残業代制 時間外労働の有無に関わらず一定時間分の時間外労働の割増賃金を定額で支払う制度です。規定時間以上の時間外労働が行われた場合は、さらに追加で割増賃金を支払う必要があります。固定残業代を除いた基本給をきちんと確認しましょう。

休憩時間

労働時間に応じて休憩時間が与えられています。

6時間を超える場合▶45分以上 8時間を超える場合▶60分以上

電話や来客対応などを指示されている場合は休憩時間に含まれないよ



休日

1週間に1日、または4週間を通じて、4日の休日が必要です。

解雇

解雇は雇用主が自由にできるものではありません。その理由が客観的に合理的なものでなく、社会通念上相当であると認められない場合は無効になります。

やむをえず解雇する場合には以下の手続きが必要になります

原則▶30日以上前に解雇の予告 予告をしない場合▶30日以上平均賃金（解雇予告手当）の支払い

退職

労働者には退職する自由があります。労働者から個人的な理由で退職を申し出ることを自己都合退職と言います。

自己都合退職の決まり

・2週間前までに申し入れをすれば辞めることができます



突然辞めたり、連絡せず勝手に辞めるのはいけません

就業規則や労働条件通知書で退職に関するルールを確認しましょう。

内定取り消しと言われたら

- ① 整理：必要な情報や書類を整理する
- ② 確認：企業に理由を確認する
- ③ 相談：相談機関に相談す

多様な働き方

雇用期間や労働時間によってさまざまな働き方があります

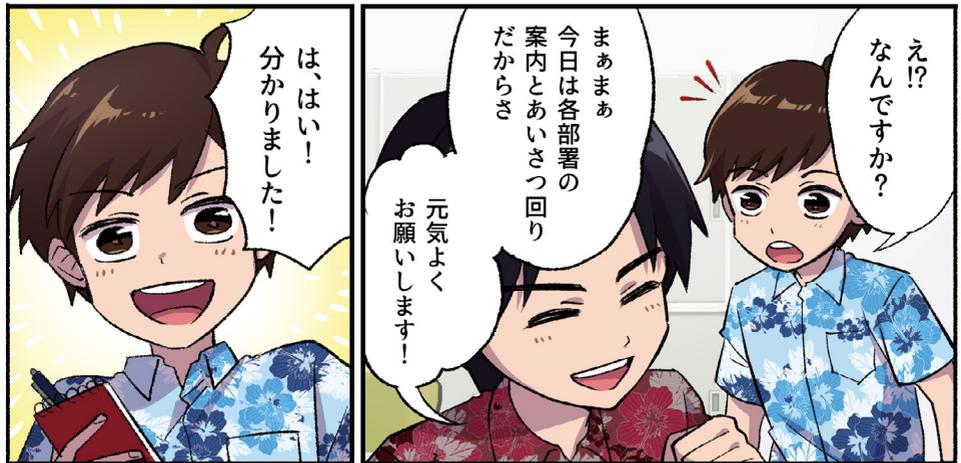
正社員	・雇用主＝勤務先の企業 ・雇用期間に定めのない常用の雇用（無期雇用）
契約社員	・雇用主＝勤務先の企業 ・雇用期間に期限の定めがあり、正社員と同様のフルタイム勤務を求められることが多い。「期間社員」「嘱託社員」「非常勤社員」ともいう
パートタイム労働者（パートタイマー）	・雇用主＝勤務先の企業 ・通常の労働者より労働時間が短い労働者のこと
アルバイト	・雇用主＝勤務先の企業 ・臨時的に雇用され、通常の労働者より労働時間が短い、あるいは労働日数が少ない労働者のこと。
派遣社員	・雇用主＝派遣会社 ・雇用主と就業先（派遣先）が異なり、給与や福利厚生は派遣会社から受け取る。
業務委託契約 請負事業主	・労働者ではなく個人事業主 ・仕事の完成に対して報酬が支払われる働き方（フリーランスやクラウド・ワーカーなど）

※無期限転換権＝有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

22歳新卒・裕太の場合

「新社会人ってみんなこう!? うちの会社、だいじょーぶ?」







はー 今日までーじ 疲れたー

うちの会社 けっこう残業 多いんだなあ

しかし…



今日は 待ちに待った！ 初めての給料日！

これを楽しみに 仕事がんばったぜ！



はっ?!? 給料でーじ 少なすぎるっ!!



さして、 なに買おうかな…



…?

差引支給額(手取り金額)は
総支給額の8割程度だよ

給与明細書

支給	基本給	役職手当	時間外手当	資格手当	通勤手当	総支給額
	各種手当は会社によって異なります					200,000
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	所得税	住民税	雇用保険
	法律で差し引くことが決まっているもの 社会保障や税金もどくくらい引かれているのか きちんと確認しよう					控除合計 40,000
勤怠	出勤日数	欠勤日数	有給日数	残業時間	手取り額	
	自分が働いた日や時間をチェックしよう 残業した場合は時間外手当が きちんと支給されているか確認しよう				差引支給額	160,000

安心して
喜ぶための社会を
維持するための
大切な財源になるよ

税金は、国や地方公共団体が、
道路の整備、学校の運営、
福祉サービスの提供など



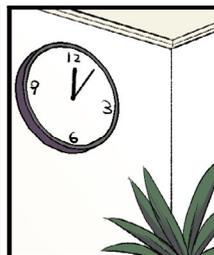
給与明細チェックポイント

- ☑ 「支給」「控除」「勤怠」の3つをチェックしよう
- ☑ 残業した場合は残業代がきちんと支払われているか確認しよう
(1時間の単価×割増率×残業した時間)
※1時間の単価=(基本給+各種手当)÷1ヶ月の所定労働時間
- ☑ 固定残業代が含まれる場合は、何時間分でいくらのか、その時間を超えた場合は、超過分の残業代が支払われているか確認しよう
- ☑ 給与明細は2年間は保管しよう
(電子明細の場合も紙に印刷するか、ダウンロードして保存しよう)

※住民税(地方税)は、前年の所得に対して課せられるため、社会人2年目から天引きされます。

所定の労働時間を超えた
時間外労働(残業)が発生
した時は会社は労働者へ
相応の割増賃金を
支払う必要があるよ

※詳細 P.4参照





金城さんだけじゃないよ
社員みんなそうなるんだ

えええ!?
どうして?



残業代
入ってなかっただろ

そ、そうなんです!
これって、どういう
ことなんですか?

カッ
ッ



それって
分からんけど
会社のルールの
ダメじゃないですか?



みんな
毎日30分くらい
残業してるんだけど
全部カット
されてるんだ

それ以外に
休日出勤もあった
らしいんだけど...

だからみんな
でーじ疲れてるさ



だからね...

実は
労働条件通知書を
みんなももらって
ないんだ

就業規則も
どこにあるか
分からないし...

会社は
労働条件について原則
書面で明示しなければ
いけないよ

働くときは
就業規則があるか
確認しよう
働くうえで
会社のルールが
書かれているよ

就業規則とは、会社で働く人のためのルールブックです。
勤務時間や給料、休日など、その会社で働く上での
ルールが書かれています。

必ず載せないといけない項目(絶対的 necessary 記載事項)

- ① 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇
- ② 賃金に関すること(金額、計算方法、支払日など)
- ③ 退職に関すること(解雇の事由を含む)

就業規則は、労働者がいつでも内容を確認できるよう
なっています。もし就業規則が見つからない場合は
どこにあるのか上司や先輩に聞いてみましょう。

※就業規則は、会社に労働者が常時10名以上いる場合に、
作成と届け出が義務付けられています。
この労働者数にはパート・アルバイトも含まれます。



去年一時的な業績不振があった時に社長から

「経費削減のために一時的な処置だから我慢してくれ！」って言われて

業績は落ち着いたのにズルズルと1年くらいこんな状況が続いていてさ…

そんな…

でーじひどい…

残業や休日出勤の強制だけじゃなくて有給休暇の申請を

「そんな理由では休めないよ」って拒否された人も多いらしい…

年次有給休暇(年休・有休)

対象:6ヶ月以上継続して勤務し、出勤日の8割以上勤務している人
心身のリフレッシュを目的とした休暇のため、利用理由は問われることなく取得でき、また、パートやアルバイトであっても条件を満たしていれば有休を取得できます。

※ただし、会社全体の業務に支障が出ないよう、会社と事前に調整する必要があります。※付与日数は18P参照



しかも、それだけじゃなくて…

新垣ちゃん
来月から産休
なんだって？

いや〜おめでたいよね
しかも相手が宮平くん？
同じ部署の、
しかも年下の部下と
デキちゃうとかやるね〜

部長…



でも
育休で長いこと休むと
仕事もまわらない
でしょう？

子育ては大変だし
課長の座は他の社員に
譲ってもらって、
復職後は平社員から
でもいいんじゃないかな

私の育休明けは
宮平さんが育休を
取ってくれることに
なっています

引継ぎも

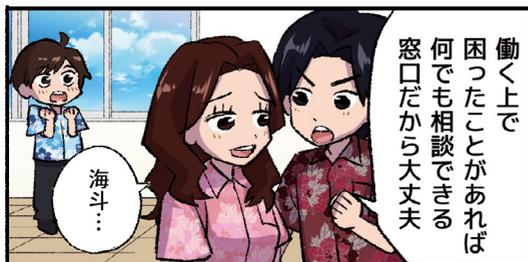
きちんとしますし
仕事に穴が空くような
ことはありませんので！



それもねえ…
子育てはやっぱ母親が
するべきなんじゃない？

男が育休なんてねえ、
男は稼いでなんぼさ〜ね〜？
昇進にもひびくんじゃ
ないか？





困ったときは、社外にもさまざまな相談機関があります。(※裏表紙参照)

総合労働相談コーナー

労働問題に関すること
(労働条件、いじめ、嫌がらせ、採用、解雇など)

労働基準監督署

賃金、労働時間、労働者の安全衛生などについての監督、
指導、労災に関すること

公共職業安定所(ハローワーク)

職業相談や紹介、職業訓練、雇用保険の給付に関すること

労働局雇用環境・均等部(室)

男女の均等な雇用機会、ハラズメント、育児、介護休業に関すること

法テラス

法的トラブル、法制度や関係機関の紹介など

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働者・雇用主の働くうえでの悩み、労働問題に関すること



働く上で
困ったことがあったら
一人で悩まず、
まずは、会社の相談窓口
に相談しよう！



ハラズメントの相談を
したことを理由に
不利益な取り扱いをするのは
法律で禁止されているよ！



この作品はフィクションです。
実際の相談事例などには一切関係ありません。

マンガ/シンフィールド

知っておきたい労働法

社会保険制度

労災保険

保険料は会社(使用者)が全額負担(労働者を一人でも雇う場合は加入が必要)
労働者の仕事や通勤途中によるけが・病気・障害・死亡などに対してお金が給付される。

雇用保険

保険料は労働者と会社(使用者)が負担(賃金から天引き)
労働者が失業したり、働き続けることが困難になった場合に、必要なお金が給付される。

健康保険

保険料は労働者と会社(使用者)で負担(賃金から天引き)
労働者やその家族のけが、病気、出産、死亡などに対してお金が給付される。

厚生年金保険

保険料は労働者と会社(使用者)で負担(賃金から天引き)
労働者の老後の生活保障や、現役時代に病気やけがをして障がいが残ったとき、死亡したときにお金が給付される。

※国民健康保険(国保)・国民年金は自営業の人や扶養されている人が入る制度です。

年次有給休暇

年次有給休暇とは、仕事を休んでも給料が出る休日のことで、年休や有休とも言います。

「労働契約」や「就業規則」に休暇の日数等が記載されているので、自分で確認してみましょう。休暇日数の最低基準は、下の表のように定められていて、勤務年数に応じて日数は増えていきます。

就職してから6ヶ月以上勤務し、出勤日の8割以上勤務していればパートやアルバイトであっても年休の取得ができます。また、企業は、年10日以上の子休が付与される労働者に対して、毎年5日以上の年休を取得させる義務があります。

週の所定労働時間	週の所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤務年数						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
30時間以上	日数にかかわらず		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169～216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121～168日まで	5日	6日		8日	9日	10日	11日
	2日	73～120日まで	3日	4日		5日	6日		7日
	1日	48～72日まで	1日	2日			3日		

仕事と家庭を両立するためのルール「育児・介護休業法」

女性も男性も、仕事と子育てや介護を両立するために、産前産後休暇や育児休業、介護休業など一定期間仕事から離れたり、労働時間を短縮したりできるなど、さまざまな両立支援制度があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。



ハラスメントとは

相手に不快感や不安を与え、その人の尊厳を傷つけたり、働きづらい状況を作り出すような言動をハラスメントと言い、ハラスメントは職場環境を悪化させるため、雇用主には防止及び解決に取り組む義務があり、相談窓口の設置が義務付けられています。詳しくは厚生労働省のハラスメント総合ポータルサイトをご確認ください。





沖縄県の若者が労働の基礎知識を身につけることで、トラブルを防ぎ
安心して働くことができるようにと願いを込めて制作しました。
何か困ったことがあれば、一人で抱え込まずに、専門家に相談しましょう。



働く人のための相談窓口

■ 総合労働相談コーナー(厚生労働省ホームページ)

労働問題に関すること(労働条件、いじめ、嫌がらせ、採用、解雇など)



■ ハローワーク(全国)(厚生労働省ホームページ)

職業相談や紹介、職業訓練、雇用保険の給付などに関すること



■ 労働基準監督署(厚生労働省ホームページ)

賃金、労働時間、労働者の安全衛生などについての監督、指導、労災に関すること



■ 雇用環境均等室(沖縄労働局ホームページ)

男女の均等な雇用機会、ハラスメント、妊娠から育児休業などを理由とする
不利益な取扱いなどに関すること



■ 沖縄県女性就業・労働相談センター

労働問題に関するお悩みについて、社会保険労務士がアドバイス



■ 沖縄県労働委員会(沖縄県ホームページ)

労働者または労働組合と使用者との間で起きた紛争の調整・審査に関すること



■ 法テラス

法的トラブル、法制度や関係機関の紹介など



■ 日本年金機構

各種年金に関すること



■ 全国健康保険協会(全国健康保険協会ホームページ)

健康保険に関すること(傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・高額療養費など)



■ グッジョブセンターおきなわ

生活や就職、労働相談、事業主向けの助成金相談などに関すること



沖縄県商工労働部労働政策課委託業務

受託 (公財) 沖縄県労働者福祉基金協会

沖縄県女性就業・労働相談センター

働くうえでの悩みご相談ください

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目20番1号

カーナ旭橋A街区 6階グッジョブセンターおきなわ内

TEL:098-941-4750 FAX:098-863-1787



労働相談専用フリーダイヤル

☎ 0120-610-223

月~金 9:00~17:00